

【諮問（個人）第180号】

30川情個第41号
平成31年2月19日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

平成30年7月25日付け30川総人第503号で諮問のありました、保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報訂正請求に対する拒否処分は妥当である。

2 訂正請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、「死体埋火葬許可申請書」（以下「本件対象公文書」という。）に記載された保有個人情報について、平成30年3月7日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、印鑑の印の訂正を含めた審査請求人が指定する部分の訂正を求める旨の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して、平成30年3月15日付けで、条例第22条に該当する事由に当たらないとして、訂正請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年5月8日付けで、本件対象公文書における印鑑の印の訂正（訂正困難な場合は、保有個人情報の事実が明らかでない旨の追記等の措置）を含めた指定部分の訂正を求めて審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第180号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年5月8日付け審査請求書及び平成30年10月9日実施の口頭による意見陳述聴取によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は誤った紙面的情報を保有していることが明白であるため、訂正を拒否された理由は条例違反である。実施機関は正しい書類を管理し、訂正された文書情報を保護する義務がある。
- (2) 訂正が必要な箇所と理由は次のとおりである。
 - ア 押印された印鑑は当家のものではなく第三者の印であり、かつ不当な方法により押印されたことは明白であるため、再押印を希望する。今後悪用されるおそれもあり、遺族は不安を感じている。訂正が困難であれば、個人情報保護ハンドブック（平成28年度改訂版。川崎市総務企画局情報管理部行政情報課作成）に定められているように、保有個人情報の事実が明らかでない旨を追記するなどの措置も必要である。
 - イ 記入された内容は、遺族が記入したものではないため、再記入を希望する。
 - ウ 「（宛先） 区長」の項目が空白であり、書き込みを希望する。
 - エ 「死亡者との続柄」は「二男」でなく「子」が正しい。故人の兄弟姉妹と混同される可能性があるため、書き直す必要がある。
 - オ 申請人欄の氏名の記述方法に誤りがあり、正しい記述方法で書き直す必要がある。
 - カ 「埋葬又は火葬の場所」欄に記述された字体が不明瞭であり、楷書体にあらためるべきであり、書き直す必要がある。

- (3) 誤った申請書により不正に受けた許可書で遺族の意に沿わない葬儀が強行され、亡くなった家族の名誉を傷つけられている状態である。誤った紙面的情報は速やかに訂正されるべきである。
- (4) 実施機関に訂正等の相談と請求を行ったところ、職員自身の誤りに対して謝罪もなく、誤り部分に答えず、条例も隠蔽したことに強い憤りを感じている。

4 実施機関の主張要旨

平成30年6月22日付け弁明書及び平成30年11月12日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「死体埋火葬許可申請書」は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、一般的に死亡届出と同時に、死亡した人の本籍地等の市町村長に提出される。本件対象公文書は、平成29年12月〇〇日に実施機関の窓口へ提出されたもので、住民票や戸籍と照合し補正したことにより、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「規則」という。）第1条に定められた必要事項を満たしたため、実施機関は審査の上、「死体埋火葬許可証」を即日交付している。
- (2) 条例第22条で「当該訂正請求に理由があると認めるとき」は訂正をしなければならないとされているが、それは当該保有個人情報の内容が事実でないことを確認したことを意味し、「事実でないとき」とは、記載されている情報が個別の事実記録として誤っていることをいう。

本件処分に当たり、事実の確認等の調査を行ったところ、戸籍法等に照らして個別の事実記録として誤っておらず、また、「死体埋火葬許可証」が既に適正に交付されており、当該保有個人情報の利用目的の達成に支障がないため、条例第22条に該当する事由に当たらないとして本件処分に至ったものである。

- (3) 個別の主張に対しては、次のとおりである。

ア 印影については、申請者の所有する印か否かは審査しておらず、申請者の氏と同じ印が押されており、客観的に見て記載内容に誤りがあるとは言えない。

イ 記入された内容については、規則第1条に定められた事項が記載され、要件を満たしているため、記載内容として誤りはない。

ウ 宛先の区長名が空欄であることについては、当該対象公文書が〇〇区役所区民課の窓口へ提出されていることから、〇〇区長宛であることは明白である。

エ 死亡者との続柄については、事件本人から見た届出人についての戸籍に記載されている続柄を記載するものであり、「二男」が正しい記載である。

オ 申請者氏名の訂正方法が誤りであるとの主張については、この記載は、戸籍と異なる字を（ ）で囲み、右上に戸籍に記載されている字を記載するという、正式な補正の方法によるものである。

カ 「埋葬又は火葬の場所」に記載された字が不明瞭との主張については、記載の文字が判読できるため、利用目的の達成に支障がない。

5 審査会の判断

(1) 本件請求の対象となっている審査請求人の個人情報、平成29年12月〇〇日に川崎市〇〇区役所区民サービス部区民課に提出された審査請求人の母（故人）に係る死体埋火葬許可申請書に記載されている申請人（審査請求人）の氏名、その印影そして申請人と死亡者との続柄である。

(2) 審査請求人は、この他、本件対象公文書について、宛先の区長名が空白であること、埋葬又は火葬の場所の記述の字体の不明瞭さ、対象公文書の記載が審査請求人の母（故人）の遺族によって記入されたものではないことについても審査請求の理由として述べているので、これらの点について、まず検討する。

まず、条例の定める個人情報は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（条例第2条第2号）である。ゆえに、本件対象公文書の宛先の区長名は、審査請求人の個人情報ではない。したがって、かかる区長名が記載されていなかったとしても、それを新たに記入することは、保有個人情報の訂正とはいえず、区長名の記載の求めは条例に基づく訂正請求（条例第21条）には当たらない。

次に、埋葬又は火葬の場所の記述は、埋葬又は火葬された人の個人に関する情報ではあるが、条例に基づく訂正請求は、「保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき」（条例第21条第1項）になされるものであり、字体が不明瞭であるということは、その「情報の内容が事実でない」ということではないので、楷書に改めることは訂正請求には当たらない。

最後に、条例上の訂正請求は、前述のように「保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき」（条例第21条第1項）になされるものであるので、対象公文書の記載が、審査請求人の母（故人）の遺族によって記入されたものではない場合に、遺族自身による記載を求めることも、やはり条例に基づく訂正請求には当たらない。

以上から、これらの審査請求人の請求は、条例の保有個人情報の訂正請求として認めることはできない。

(3) 次に、審査請求人の個人情報であると考えられる前記（1）の諸点について検討する。

まず、審査請求人の氏名の記載は、当初の記載が戸籍と異なる字を使用していたことからその字を（ ）で囲み、右上に戸籍に記載されている字を記載したものであって、「情報の内容が事実でない」（条例第21条第1項）とはいえない。なお、この誤記の修正方法は、実施機関において通常行われている方法とのものであり、本件の字の修正方法に誤りがあるともいえない。

次に、審査請求人の印影については、審査請求人の氏名に相当する印影である以上、その印影に係る印鑑が審査請求人の所有するものではなかったとしても、その「情報の内容が事実でない」（条例第21条第1項）とはいえないと解される。また、保有個人情報の訂正は、当該情報の「利用目的の達成に必要な範囲内」で（条例第22条）で行われるものなので、本件許可に係る行為が完了してい

る現時点では、これを訂正する義務は実施機関にはないといわざるをえない。

なお、審査請求人は、本件対象公文書の印影あるいはそれに係る印鑑が悪用されることを恐れている旨を述べている。しかし、本件印影は、審査請求人の個人情報として一般に公になることはなく、第三者によって利用されるおそれは基本的にない。仮に、本件印影もしくはそれに係る印鑑が第三者によって利用されることがあったとしても、ある印鑑が死体埋火葬許可申請書に押印されているということによって特別な効力を有することはないのであるから、その印鑑もその印影も、一般に市販されている印鑑とその印影と何ら変わるものではない。したがって、自己の氏と同じ氏の印鑑が一般に市販されていることから、それら印鑑が第三者によって利用されることに不安を感じる必要はないのと同様に、本件対象公文書の印影あるいはそれに係る印鑑が第三者によって利用されることに不安を覚える必要もない。

最後に、死亡者と申請者との続柄欄の記載は、戸籍上の記載に倣えば「二男」となり、住民票上の記載に倣えば「子」ということになるが、いずれの記載であってもその「情報の内容が事実でない」（条例第21条第1項）とはいえない。そして、実施機関においては、死体埋火葬許可申請書の続柄の記載については戸籍のそれを記載することとして運用されているとのことであり、本件対象公文書においても同様の処理がなされたものである。したがって、二男という記載に「事実でない」という意味で誤りがあるとはいえない。審査請求人は、亡くなった母が五女であったことから、長男、二男という記述は、母の兄弟・姉妹との混同を来すおそれがあるとも述べるが、二男という記載は、「死亡者との続柄」欄の記載である以上、亡くなった母の子どもの二男を意味することに紛れはない。

(4) 以上により、実施機関が行った審査請求人の保有個人情報訂正請求に対する拒否処分は妥当である。

ただ、自身の母親の死去に際し、非日常的な慌ただしさの中で、納得のいく死体埋火葬許可申請書を提出できず、それを改めたいという強い希望を審査請求人は有している。そのような希望は、条例に基づく保有個人情報の訂正請求の仕組みの中では叶えないことは既にみたとおりであるが、審査請求人があらためて記載した申請書を、既に処理済みの申請書と併せて保管等することは、実務処理上異例なことではあるかもしれないが、法的には可能ではないかと思料する。以上、付言する次第である。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	田	所	美	佳
委員	早	川	和	宏
委員	人	見		剛